

改正

令和4年9月2日条例第17号

播磨町学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、播磨町（以下「町」という。）が実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食及びこれに準じて提供される食事をいう。
- (2) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。
- (3) 生徒 学校教育法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (4) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者又は当該保護者に代わって未成年者を現に監護する者をいう。
- (5) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者及びこれに準ずる者をいう。
- (6) 学校給食費 学校給食費負担者が負担すべき経費をいう。

(学校給食の実施)

第3条 町は、播磨町立小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒を対象に学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 町長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

- 2 学校給食費の額は、法第11条第2項に規定する学校給食費の範囲内で、規則で定める額とする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 町長は、学校給食費負担者が災害その他やむを得ない理由により学校給食費を納付することが困難であると認めるときは、当該学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和4年9月2日条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（播磨町学校給食費に関する条例の一部改正に伴う準備行為）

12 前項の規定による改正後の播磨町学校給食費に関する条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。